

給水装置の構造、工事材料及び
工事費の算出方法等に関する
規定の細目

令和7年5月1日

大阪市水道局

給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法に関する規定の細目

制 定 昭和 33. 8. 1
最近改訂 令和 7. 5. 1

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この細目は、別に定めるものを除くほか、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号、以下「施行規程」という。）中、給水装置の構造及び材料、しゅん工検査、工事費の算出方法等に関する規定の細目について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 給水装置の構造及び材料

(給水方式)

第 2 条 給水方式は、直結方式又は受水槽方式とし、次の各号の 1 に該当する場合には、受水槽方式としなければならない。

- (1) 一時に多量の水を使用する場合、又は常時一定の水圧を必要とする場合
- (2) 口径100mm以上のメータを取付ける場合
- (3) 給水の制限又は配水管の断水時に際し、ある程度の給水を持続する必要がある場合
- (4) 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質に汚染を来すおそれのある場合

2. 前項第 1 号に規定する建物のうち、次の各号の 1 に該当するものについては、直結方式とすることができる。

- (1) 局長が別に定める基準により、配水管水圧を利用し、給水栓まで直接給水する直結方式が可能と認められるもの
- (2) 局長が別に定める基準で直結給水増圧装置を設置できるもの

(給水管及び給水用具の材質の指定)

第 3 条 施行規程第10条の規定により局長が定める給水管及び給水用具の材質は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(給水管の口径)

第 3 条の 2 給水管の口径は取出す配水管の口径より小さいもので、当該給水装置の使用水量及び使用状況に適合した大きさでなければならない。

(給水管の取出し)

第4条 給水管は、原則として口径400mm未満の配水管から取出し、給水管の口径に応じて、分水栓、サドル付分水栓、二受T字管又は割T字管を使用しなければならない。

なお、耐衝撃性硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル管（以下、耐衝撃性硬質塩化ビニル管を「HIビニル管」、硬質塩化ビニル管を「ビニル管」という。）の配水管からの取出しには、サドル付分水栓又はチーズを使用しなければならない。

2. 割T字管で取出した給水管口径のうち、40mm、50mm、75mm、100mm、150mmについては、分岐箇所には防食コアを取付けなければならない。
3. 内面エポキシ樹脂粉体塗装管の場合には、エポキシ管用穿孔ドリル（先端角度90度）を使用し、分岐箇所には粉体管用防食コアを取付けなければならない。
4. 鋳鉄製（ダクタイル鋳鉄管含む）の配水管からサドル付分水栓で取出した場合は、分岐箇所には防食コア（密着タイプ）を取付けなければならない。

（分水栓等の取付け）

第5条 分水栓の口径は25mmとする。

2. サドル付分水栓の口径は25mm、40mm、50mmとする。
3. 割T字管の口径は40mm以上とする。
4. 甲型分水栓は、普通鋳鉄管及び高級鋳鉄管等の場合に使用することができる。なお、サドル付分水栓は配水管（鋳鉄管）の材質を問わず使用することができる。
5. 分水栓、サドル付分水栓及び割T字管の取付間隔は、次のとおりとする。

名 称	取 付 間 隔
分 水 栓	0.3 m 以上
サドル付分水栓	0.3 m 以上
割 T 字 管	1.0 m 以上

6. 鋳鉄異形管には、分水栓等を取付けてはならない。

（メータまでの間の給水管）

第6条 道路部分に使用する給水管の口径は、原則として25mm以上とする。

2. 道路部分に使用する給水管材料は水道用ポリエチレン二層管（以下「ポリエチレン管」という。）又はダクタイル鋳鉄管とする。
3. 給水管の引込み箇所を明示するために、宅地内道路際に表示ピンを設置しなければならない。
4. 口径75mm以上の給水管を道路部分に布設する場合は、大阪市水道局土木工事共通仕様書第3編「管工事」第1章「鋳鉄管布設工事」第7節「水道管の明示」に従い明示しなければならない。

（給水幹線）

第7条 給水幹線は道路又は道路に準ずる部分に布設し、かつポリエチレン管又はダクタイル鑄鉄管を使用しなければならない。

(器具との接続方法)

第7条の2 口径40mm以下はメータ用止水栓を設置し、メータ及び止水栓の前後には、ビニル管用ユニオンナットや、水道用ポリエチレン管金属継手及び可撓性のある継手を使用しなければならない。

(給水管の布設)

第8条 給水管はできるだけ水平に布設し、かつ下水、汚水ます等水が汚染されるおそれがある箇所からは遠ざけるとともに、建物の土台、又はコンクリート叩き等の下を横断する布設はできるだけ避けなければならない。

2. 配水管から給水管を取出す方向は、当該配水管を布設してある道路の境界線(取出箇所が道路の交差点にある場合は境界線の延長)までは、配水管とほぼ直角に布設しなければならない。

3. 給水管を布設する場合には、他の埋設物との間隔は0.3m以上離さなければならない。

4. 当該建築物等へ給水管を引込む場合は、当該建築物等にできるだけ近い道路から布設しなければならない。

5. 鑄鉄異形管は、切断又は変形使用してはならない。

(給水管の埋設深さ)

第9条 給水管の埋設深さは、次のとおりとする。

区分	埋設深さ	
	口径 40mm 以下	口径 50mm 以上
公道	舗装厚 + 0.3m 以下としないこと。 (但し、0.6m 以下としないこと。)	舗装厚 + 0.3m 以下としないこと。 (但し、0.6m 以下としないこと。)
私道	0.6m 以上	0.6m 以上
公道・私道以外	0.3m 以上	0.6m 以上

注：1 私道であっても公道に準ずる場合は公道の例による。

2 舗装厚とは路面から路盤の最下面までの距離をいう。

3 公道については、既設道路での基準とする。なお、都市計画法等による新設道路、既設道路の改良等での基準は、道路管理者等の定めるところによる。

(給水管の接合方法)

第10条 鉛管及び銅管は、ろう接剤又は冷間継手材を用いて接合しなければならない。

2. ビニルライニング鋼管は、樹脂コーティング管継手を用いて接合しなけ

ればならない。

3. ビニル管類は、ビニル管用接着剤を用いて接合しなければならない。
4. ポリエチレン管は、水道用ポリエチレン管金属継手を用いて接合しなければならない。
5. ダクタイル鋳鉄管は、JWWA（日本水道協会）規格に規定する継手を用いて接合しなければならない。
6. 管種の異なった給水管を接合するときは、適切な各種ユニオン、接続管を用いて接合しなければならない。

（止水栓及び制水弁の設置）

第11条 給水装置には、止水栓又は制水弁を設置することとし、その設置基準は別図第1のとおりとする。

2. 給水器具のうち、湯沸器、ウォータークーラー、製氷機等を給水装置に取付ける場合には、それら流入口側に止水器具を設置しなければならない。
3. 制水弁取付部には別表第1異形管類（鋳鉄管用）に定める短管を使用しなければならない。

（メータの取付け）

第12条 メータは、使用水量及び使用状況により別表第2から口径及び種別を選定しなければならない。ただし、口径は給水管と同口径若しくはそれ以下とする。

2. メータの設置は、施行規程第26条第1項で定める外、乾燥し、かつ損傷のおそれのない場所で水平に設置しなければならない。
3. メータの取付け部において、メータ用伸縮継手、フレキシブル継手、メータ用止水栓及び短管を使用する場合には、別表第1に定める材料を使用しなければならない。

（給水管の保護措置）

第13条 埋設する給水管の周囲は、良質な土砂をもって埋戻し、給水管を保護しなければならない。

2. 露出する部分の給水管及び屋内であっても凍結のおそれのある給水管は適当な保護材及び防寒材で被覆しなければならない。
3. 給水管の露出部分が1.0m以上に及ぶときは、たわみ、振動等を防ぐため適当な間隔で、つかみ金物その他を用いて建物等に固定しなければならない。
4. 電食又は酸アルカリ等によって腐食するおそれのある場所においては、耐食性のある給水管を使用する又は防食テープを巻く等、防食のため適切な措置を講じなければならない。また、給水管分岐箇所並びに分岐撤去跡にはポリエチレンスリーブにより配水管を含め被覆しなければならない。
5. ポリエチレン管は、ガソリン、クレオソート、塗料などの有機溶剤を含

むものに侵されるおそれのある場所へ使用してはならない。

6. 給水管の曲管部又は管末部で接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いる又はコンクリートで保護する等、適切な措置を講じなければならない。
7. 河川、下水開きよ又は軌道敷等を横断して給水管を布設する場合は、それぞれの管理者の指示若しくは管理者との協議にしたがって施工するものとする。
8. 給水管には、水撃作用によって管に損傷を与えるような給水器具を直結してはならない。
9. 不等沈下等が起こるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手その他を用いなければならない。
10. 給水管に過大な流速が生じ、メータ等が損傷するおそれのあるときは、定流量弁を使用する等、適切な保護を講じなければならない。

(止水栓、メータ等の保護)

第14条 止水栓、制水弁、メータ及び地下式消火栓は、給水装置材料共通仕様書に定めるボックス類を使用して、別図第2により保護しなければならない。

(逆流防止措置等)

第15条 受水槽、プール、台所流し、その他水を入れ又は受ける器具及び施設等に給水する場合は、落とし込みとし、吐水口と越流面との位置関係は次のとおりとする。

(1) 口径が25mm以下のものについては、次表による。

口径の区分	近接壁から吐水口の最下端中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の最下端中心までの垂直距離 A
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え 25mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え 25mm以下	50mm以上	50mm以上

注 ア) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端中心までの垂直距離は50mm未満であってはならない。

イ) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。

ウ) 上記ア) 及びイ) は、給水用具の内部の吐水口空間には使用しない。

(2) 口径が25mmを超える場合にあっては、次表による。

区 分	壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離

		A	
近接壁の影響がない場合		1.7d´ + 5mm以上	
近接壁の影響がある場合	近接壁 1面 の場合	3d以下 3dを超え5d以下 5dを超えるもの	3.0d´以上 2.0d´ + 5mm以上 1.7d´ + 5mm以上
	近接壁 2面 の場合	4d以下 4dを超え6d以下 6dを超え7d以下 7dを超えるもの	3.5d´以上 3.0d´以上 2.0d´ + 5mm以上 1.7d´ + 5mm以上

- 注 ア) d : 吐水口の内径 (mm) d´ : 有効開口の内径 (mm)
- イ) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。
- ウ) 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- エ) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。
- オ) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は200mm未満であってはならない。
- カ) 上記エ) 及びオ) は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。
- 大便器等に給水管を直結する場合は、有効な真空破壊装置を備えた、フラッシュバルブ又は便器を使用しなければならない。
 - 給水器具で逆流のおそれのあるものは、有効な真空破壊装置等適切な逆流防止措置を備えた場合のほか給水管に直結してはならない。
 - 散水栓及び地下式消火栓等を地中に設置する場合は、そのボックス内に適当な水抜き装置を設けなければならない。
 - 同一敷地内に給水装置と地下水処理水、工業用水、排水再利用水、雨水利用水等の当該給水装置以外の水管を設置する場合は、メータの下流側に逆止弁を設けることが望ましい。

(受水槽の構造等)

- 第16条 受水槽の構造は、建築基準法施行令第129条の2（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）第2項及び給排水設備技術基準（建設省告知、第1597号（改正 昭和57年建設省告示第1674号））並びに大阪市給排水設備の構造と維持管理に関する指導基準に基づくほか、次の各号について特に留意すること。
- (1) 水密性で、汚水の逆流がなく、清掃が行いやすく、かつ水質に悪影響を与えないこと。
 - (2) 越流管及び警報装置（満水及び減水）を設けること。
 - (3) 受水槽は1階又は地階に設置すること。
- 受水槽への給水口の流入側には、止水器具を設けなければならない。
 - 受水槽への給水状態等の確認並びにポンプの故障等による断水時に対応するため、受水槽への流入口には給水栓等を設けなければならない。

4. 受水槽の有効容量は、当該給水装置の1日当り使用水量の0.5日分を標準とする。

(撤去工事)

第17条 配水管から取出した給水管を撤去する場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 分水栓を使用しているものは、分水栓止め。
- (2) サドル付分水栓を使用しているものは、サドル付分水栓用キャップでキャップ止め。
- (3) 割T字管を使用しているものは、原則、制水弁（簡易バルブ含む）の二次側において撤去するものとし、割T字管（外ネジ型）はサドル付分水栓用キャップでキャップ止め、割T字管（フランジ型）はフランジ栓止めとする。なお、制水弁不良等により二次側でキャップ止め又はフランジ栓止めが出来ない場合や配水管がダクタイル鋳鉄管（耐震継手）の場合は、原則として割継ぎ輪により撤去するものとする。
- (4) 二受T字管やフランジT字管を使用しているものは、原則、制水弁の二次側でフランジ栓止め撤去するものとする。なお、制水弁不良等により二次側でフランジ栓止めが出来ない場合や配水管がダクタイル鋳鉄管（耐震継手）の場合は、制水弁の一次側において栓止め等で撤去するものとする。

2. ビニル管又はHIビニル管の配水管から取出した給水管を撤去する場合は、次の各号によるものとする。

- (1) サドル付分水栓を使用しているものは、サドル付分水栓用キャップでキャップ止め。
- (2) チーズを使用しているものはキャップ止め。

3. 給水管から取出している給水管を撤去する場合は、撤去箇所を栓止め、キャップ止め又はろう接剤止めとしなければならない。

(施工上の特例)

第18条 工事の施工技術上やむを得ず第2条から第17条までの規定により難しいときは、特に局長の許可を得て第2条から第17条までの規定によらないことができる。

第3章 しゅん工検査

(しゅん工検査)

第19条 施行規程第15条第3項に規定する検査は、次の各号に掲げる事項について行う。ただし、局長がその必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 現地の状況

道路及び関連給水装置等について、しゅん工図面との照合

(2) 施行状況

給水管の管種、口径、延長及び器具類の位置について、しゅん工図面との照合並びにメータ、止水栓の取付状況及び逆流防止措置について

(3) 施行方法

給水管の埋設深さ、接合方法及び保護措置について

(4) 使用材料及びその検査証印の確認

(5) 水圧試験

(6) 水質検査

(7) その他局長が必要と認める事項

2. 工事しゅん工後、前項の検査ができないときは、その都度検査を受けなければならない。

3. 第1項の規定は、市の施行した工事についても準用する。この場合において、第1項第1号中「しゅん工届」とあるのを「給水装置工事設計書」と読替えるものとする。

第4章 工事費の算出方法

(設計費)

第19条の2 施行規程第20条第1号【第18条第1号】に規定する労力の算出歩数は、別表第3に掲げるとおりとする。また、給水装置工事設計を請負に付した場合の費用については受注者に支払う金額とし、別途算出する。

2. 施行規程第20条第1項に規定する職員の1日当りの賃金は、別表第4に掲げるとおりとする。

(材料費)

第20条 施行規程第20条第2号【第18条第2号】に規定する材料単価額は、「管路資材等価格調査報告書」、市場単価の順で適用する。

(労力費)

第21条 施行規程第20条第3号【第18条第3号】に規定する労力費算出歩数は、別表第6及び別表第7に掲げるとおりとする。

2. 施行規程第20条第3号に規定する配管工及び土工の賃金の額については別表第8に掲げるとおりとする。

(道路復旧費)

第22条 施行規程第20条第4号【第18条第4号】に規定する単価額は、別途算出する。

(道路仮復旧費)

第23条 施行規程第20条第5号ただし書に規定する道路掘削跡仮復旧費は、

別途算出する。

(給水装置の修繕費用)

第24条 施行規程第21条第1項【第19条第1項】に規定する給水装置の修繕に要した費用の材料費、労力費及び間接経費の合計額とする。材料費は、「管路資材等価格調査報告書」、市場単価の順で適用し算出する。労力費は、別表第12により算出する。

間接経費は材料費と労力費の合計額に監督料、損料、事務費のうち該当するものの率を乗じて算出すること。また、工事を請負に付した場合の費用については、宅地内給水装置等修繕工事、給水装置修繕工事、配水設備修繕工事の当該項目で算出する。なお、第三者破損等に伴う給水装置の修繕費用の算出方法は別に定める。

2. 前項に規定するもののほか特別の費用を要するときは、別途算出する。

(給水装置の工事費用及び配水管の断水、洗浄排水費用、事務検査費等)

第25条 給水条例第16条第2項【第13条第2項】に規定する特別の費用の算出については、次の各号によるものとする。

(1) 給水装置工事を請負に付した場合の費用

受注者に支払う金額とし、別途算出する。

(2) 配水管の断水や洗浄排水を要するときの単価額

別表第13に掲げるとおりとする。

(3) 事務検査費

大阪市建設局「受託道路工事費用負担要綱」第1項第1号により算出する。

2. 前項各号に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときには、別途算出する。

(消費税等相当額)

第26条 工事にかかる消費税等相当額は、第19条の2、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条(1)、(2)の合計額に消費税率及び地方消費税率を乗じて算出する。

※【 】内は、工業用水道給水条例または、工業用水道給水条例施行規程を指す。

附 則

この細則は、昭和33年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和38年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和39年5月15日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和42年5月1日から施行する。

2. この細則の際、既に登録をしている業者の登録については、局長が別に定める。

附 則

この細則は、昭和44年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和45年9月24日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和47年12月1日から施行する。

2. この細則は、施行の日の前日までに申込まれた工事及び修繕、または申請された材料の登録及び検査については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和49年7月10日から施行する。

附 則

この細則は、昭和50年2月6日から施行する。

附 則

この細則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和50年7月2日から施行する。

附 則

この細則は、昭和51年5月20日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

2. この細則は、施行の日の前日までに申込まれた工事及び修繕については、なお従前の例による。

3. 略

附 則

この細則は、昭和53年1月6日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和53年6月1日から施行する。

2. この細則は、施行の日の前日までに申込まれた工事及び修繕については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和56年6月1日から施行する。
2. この細則の施行日から昭和56年12月31日までに申込まれた工事については、従前の例による。

附 則

1. この細則は、昭和60年7月1日から施行する。
2. 本条第4条第2については、昭和60年7月1日より工事を施行するものから適用する。

附 則

1. この細則は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この細則の施行の日の前日までに申込まれた工事及び修繕については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年8月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成21年6月22日から施行する。

附 則
この細則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成25年4月10日から施行する。

附 則
この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成31（令和元）年5月1日から施行する。

附 則
この細則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則
この細則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則
この細則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則
この改正規定は、令和3年5月1日から施行する。

附 則
この改正規定は、令和4年5月1日から施行する。

附 則
この改正規定は、令和5年5月1日から施行する。

附 則
この改正規定は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年5月1日から施行する。

本市が指定する給水装置材料

分類	品 目	規格名称	規格番号	呼び径	備 考
直管類	鑄鉄管	水道用ダクタイル鑄鉄管	JWWA G113 (耐震継手含む)	75～300	JWWA G112 に定めるエポキシ樹脂粉体塗装を施したものの。 または、 JWWA A113 に定めるモルタルライニングを施したものの。
		水道用 G X 形ダクタイル鑄鉄管	JWWA G120 (耐震継手)	75～300	
	ポリエチレン管	水道用ポリエチレン二層管 (1種)	JIS K6762	25, 40, 50	
異形管類	鑄鉄管用	水道用ダクタイル鑄鉄異形管	JWWA G114 (耐震継手含む)	75～300	JWWA G112 に定めるエポキシ樹脂粉体塗装を施したものの。 50～300
		水道用 G X 形ダクタイル鑄鉄異形管	JWWA G121	75～250	
	メータ用	給水装置材料購入共通仕様書による。		50～300	
	ポリエチレン管	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B116 又は 本市承認基準	25, 40, 50	
弁・栓類	サドル付分水栓	水道用サドル付分水栓	JWWA B117 又は 本市承認基準	25, 40, 50	
	分水栓	給水装置材料購入共通仕様書による。		25	
	止水栓			13～50	
	割 T 字管	大阪市水道局調達用配管材料仕様書による。		75～300	
	制水弁			75～300	
可撓継手類	伸縮継手	給水装置材料購入共通仕様書による。		13～50	
	フレキシブル継手			13～40	
その他	その他	給水装置材料購入共通仕様書及び 大阪市水道局調達用配管材料仕様書による。			
修繕用継手類	鉛管用	給水装置材料購入共通仕様書による。		10～50	
	銅管用			13～25	
	ビニル管用			13～75	
	鑄鉄管用			大阪市水道局調達用配管材料仕様書による。	75～300

メータ取付標準表

口径 (mm)	種別 (型式)	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	瞬間最大流量 (m ³ /h)	標準使用 水量範囲 (m ³ /月)
13	接線流羽根車式	0.04~1.0	2.0	~200
25	〃	0.1~2.0	4.0	~400
40	軸流羽根車式 (たて型ウォルトマン)	0.2~8.0	16.0	200~1,600
50	軸流羽根車式 (統一型)	0.2~20.0	30.0	200~4,000
75	軸流羽根車式 (統一型)	0.4~40.0	80.0	1,600~8,400
100	軸流羽根車式 (統一型)	0.6~60.0	120.0	2,500~12,000
150	電磁式水道メータ	6.0~180.0	360.0	8,000~70,000
200	電磁式水道メータ	20.0~300.0	600.0	15,000~110,000
250	電磁式水道メータ	40.0~425.0	850.0	20,000~140,000
300	電磁式水道メータ	50.0~550.0	1,100.0	25,000~180,000

止水栓又は制水弁の設置位置

1. 単独装置の場合

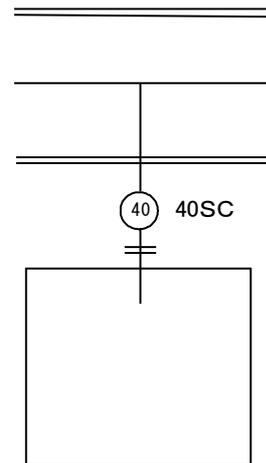
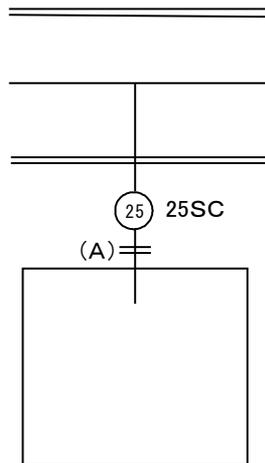
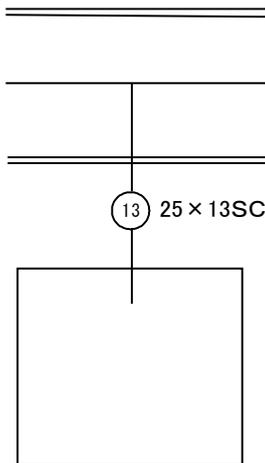
(1) 給水管口径 25mm の場合

(2) 給水管口径 40mm の場合

メータ口径 13mm

メータ口径 25mm

メータ口径 40mm

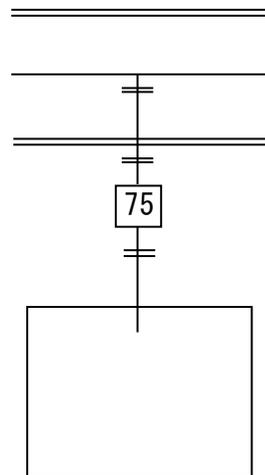
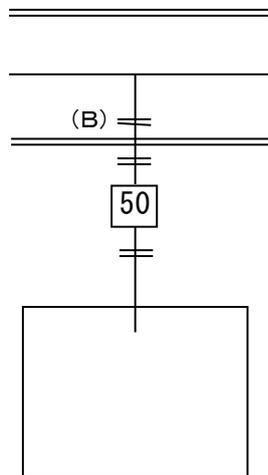


(3) 給水管口径 50mm の場合

(4) 給水管口径 75mm 以上の場合

メータ口径 50mm

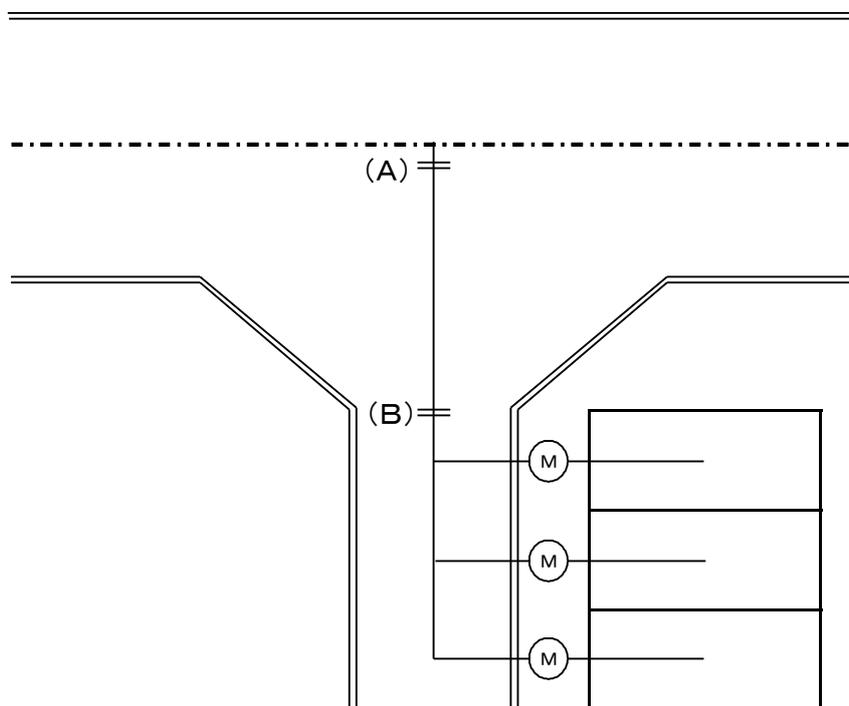
メータ口径 75mm 以上



(注) (1) 給水管口径 25mm の場合、(A) の位置の止水栓については、3階建て専用住宅及びメータの取替上必要なければ省略することができる。

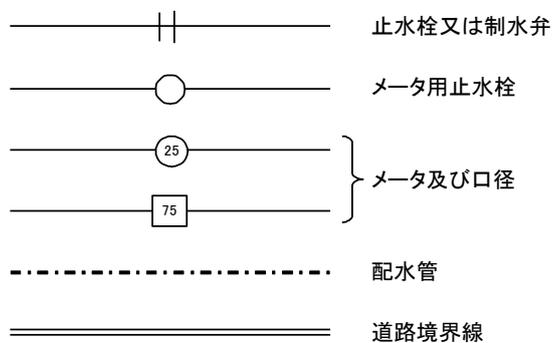
(3) 給水管口径 50mm の場合、メータ設置位置が給水管分岐から直線上にあり、官民境界より概ね 1 m 以内にメータ設置する場合は (B) の位置の止水栓を省略することができる。

2. 連帯装置の場合



- (注) 1 給水管口径 40mm、50mm のときは (B) の位置に止水栓を設置する。なお、給水管口径が 25mm 以下の場合は、省略することができる。
- 2 給水管口径 75mm 以上のときは、(A) の位置に制水弁を設置する。ただし、(A) の位置に設置できないときは、(B) に設置することができる。
- 3 メータ付近の止水栓又は制水弁の設置位置は、単独装置の場合と同様とする。

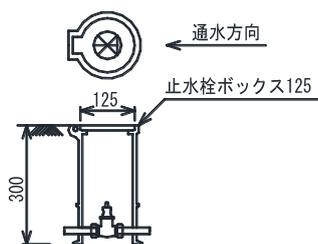
凡 例



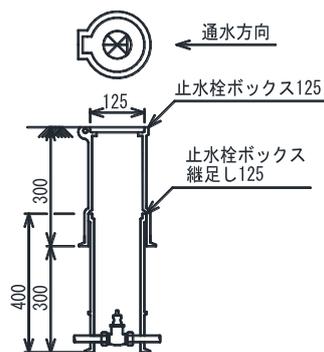
1. 止水栓

(1) 口径 25mm 以下

(ア) 宅地内

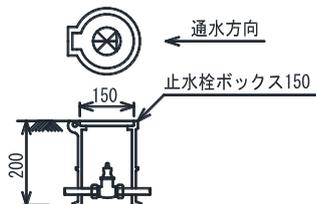


(イ) 道路部分

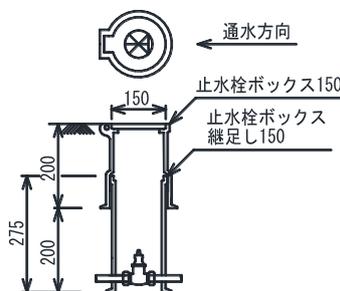


(2) 口径 30mm 以上

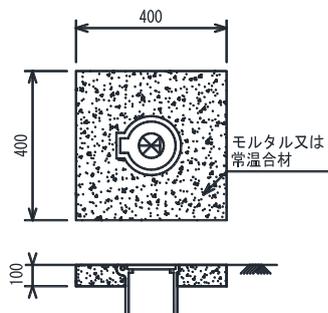
(ア) 宅地内



(イ) 道路部分

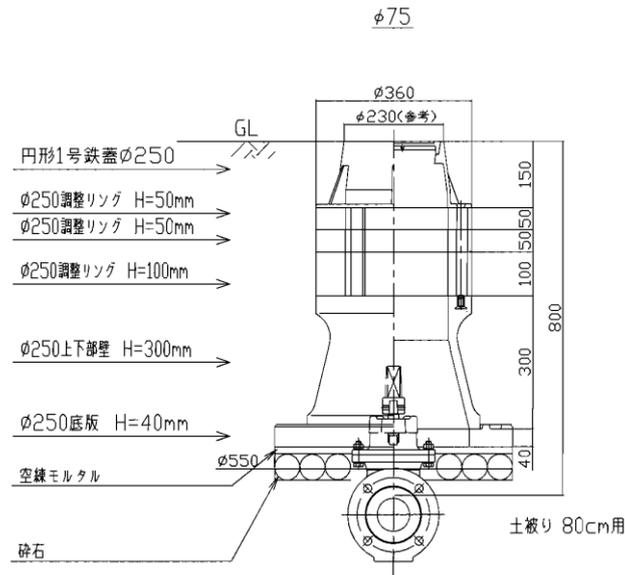


- (注) 1. 道路部分については止水栓の深さにより継足しを増加する。
 2. 砂利道路に止水栓ボックスを設置するときは次のボックス保護を行なう。



2 制水弁室

断面図

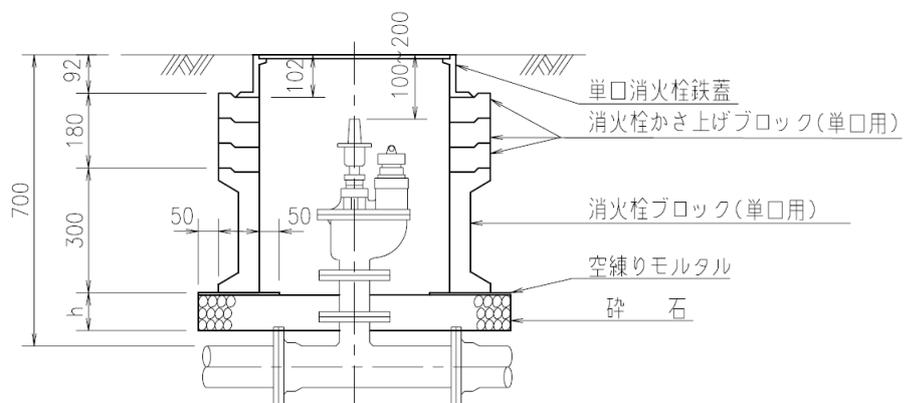


※口径 100mm 以上の標準図については、土木工事共通仕様書・標準図集を参照のこと。

- (注) 1. 制水弁本体と弁控室用ボックスは、接触してはならない。
 2. 砕石は敷き均し後、十分に密圧すること。
 3. 砕石については、厚さ20cmを基本とするが、本管に接触しないように調整すること。
 4. 調整リングは、路面切下げ等に対応するため必ず使用すること。
 5. 土被りに合わせて、調整リングを適宜使用し高さ調整すること。

3 消火栓室標準図

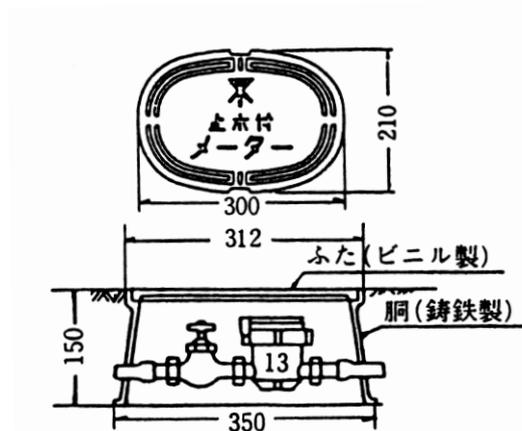
管軸側



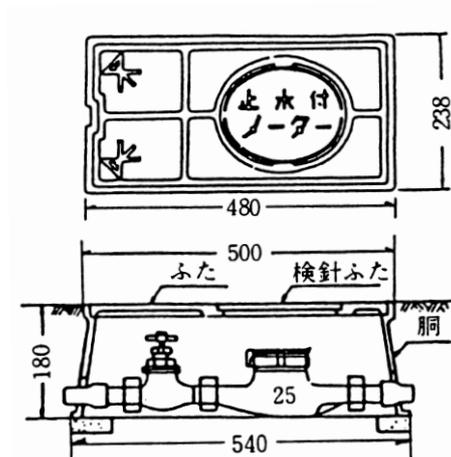
- (注) 砕石については、厚さ20cmを基本とするが、本管に接触しないよう調整のこと。

4. メータ

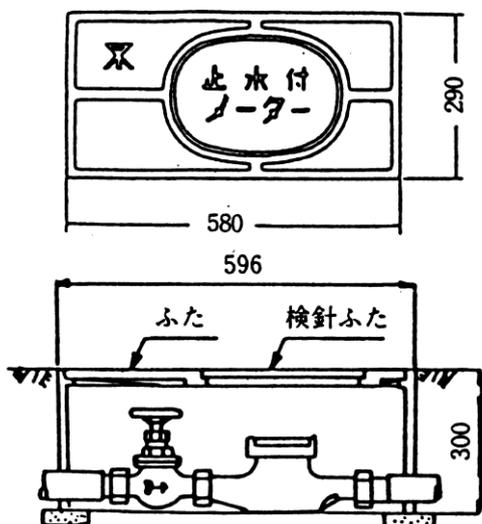
(1) 口径 13mm (メータ用止水栓使用)
メータボックスMS-1 使用



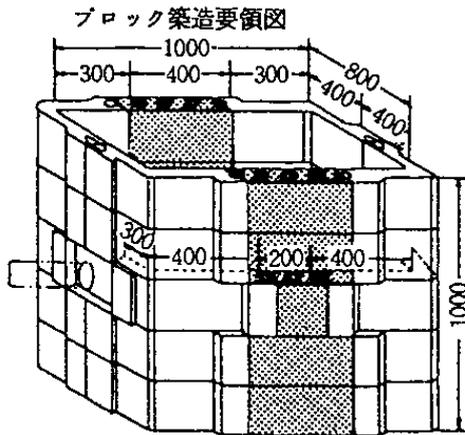
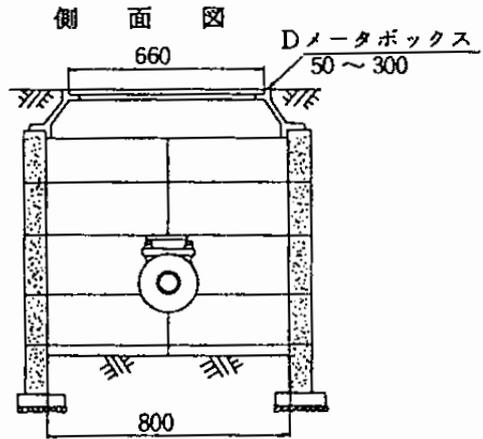
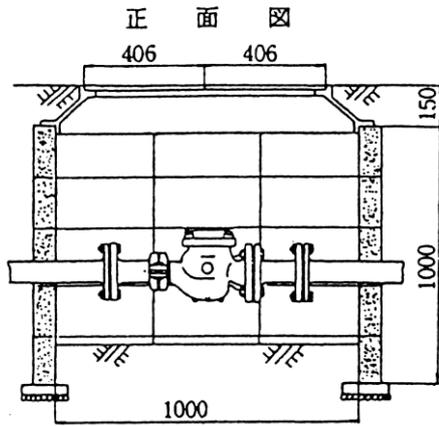
(2) 口径 25mm (メータ用止水栓使用)
メータボックスMS-2 使用



(3) 口径 40mm (メータ用止水栓使用)
メータボックスMS-3 使用



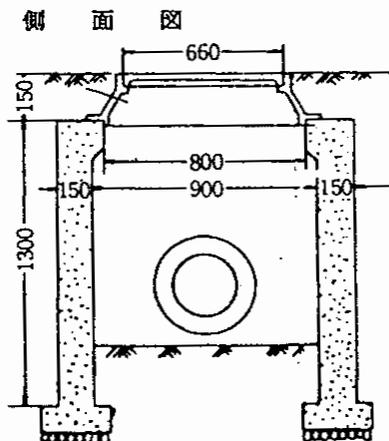
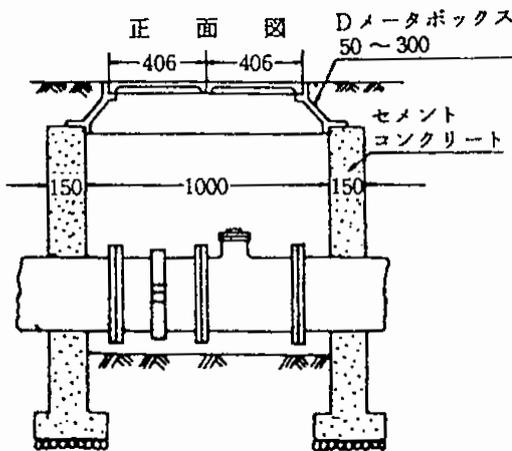
(4) 口径 50~250mm



室築造材料	数量
メータ室コンクリートブロック	20
空洞コンクリートブロック	9

- 注1. ブロックはモルタル積みとする。
2. 強度上必要な場合は9筋鉄筋を使用すること。
3.  は市販の空洞コンクリートブロック (190×390×100) 及び半載したものを示す。

(5) 口径 300mm



別表第 3	設計費の労力算出歩数（別冊）
別表第 4	設計従事職員の賃金（別冊）
別表第 6	給水装置工事労力費算出歩数 1（別冊）
別表第 7	給水装置工事労力費算出歩数 2（別冊）
別表第 8	労力費（別冊）
別表第 12	給水装置修繕料算出表（別冊）
別表第 13	断水費等徴収単価表（別冊）